

特定建築物の定期報告について

三原市 都市部 建築指導課 建築指導係

あなたが所有又は管理する建築物を、下記にしたがって、報告期限までに必ず報告してください。
なお、期限までに報告書が提出されない場合は、罰則の適用を受けることがあります。

定期報告の目的は、特定建築物の所有者（又は管理者）及び特定行政庁（三原市長）がその建築物の防災上の現状を適確に把握して、災害を防止しようとするものです。

多人数を収容する特定建築物は、その建築物の構造、建築設備、避難施設等の不備欠陥により大きな災害が発生するおそれがあるので、特に防災上の注意が必要です。

建築基準法では、これらを建築技術上、専門的に調査し、報告する事を義務づけ、建築物の安全性の確保と適正な維持保全を図り、事故の発生を未然に防止することを目的としています。

所有者にとってもこのことは社会的に課せられた義務であると言えます。

報告義務は、その建築物の所有者又は管理者です。

管理者とは、建築物の所有権者から、その維持管理上の権限を委任されている者です。通常管理人、支配人、その他管理者とみなされやすい名称と呼ばれている者であっても上記の定義にあてはまらない場合、管理者ではありません。

調査報告の内容は、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項です。

この具体的なことは、別添報告書の中にあげられています。

報告の方法は、調査を建築士又は特定建築物調査資格者に依頼し、その結果を規定の様式による報告用紙に記入してください。

なお、報告書には、つぎの図書を添付してください。

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、擁壁の位置、し尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置並びに幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋交いの位置及び種類、通し柱、開口部、防火戸及び防火区画の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造

調査の内容が前記のように建築技術の専門にわたるので、建築士又は特定建築物調査資格者に調査を依頼して、その結果を所有者（又は管理者）が報告することになっています。建築士は、建築士としての資格があれば1級建築士、2級建築士の別を問いません。

定期報告のことで不明の点は、三原市都市部 建築指導課 建築指導係（TEL 0848-67-6122）へお問い合わせください。

裏面へつづく

定期報告を要する対象建築物の規模	
用 途	規 模
1 劇場、映画館または演芸場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③主階が1階にない場合（劇場、映画館、演芸場のみ） ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
2 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、就寝用途の児童福祉施設等	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
3 児童福祉施設（高齢者、障害者の就寝の用に供するものを除く）	①当該用途の床面積が400㎡以上であり、かつ、地階または3階以上の階に当該用途がある場合
4 旅館またはホテル	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
5 学校、体育館、水泳場、スポーツ練習場、博物館、スキー場、美術館、スケート場、図書館	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合
6 百貨店、遊戯場、マーケット、公衆浴場、展示場、待合、キャバレー、料理店、カフェー、飲食店、ナイトクラブ、ダンスホール、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階以上にある当該用途の床面積（客席部分）が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
7 事務所その他これに類するもの（階数が7以上で、かつ、延べ面積が2,000㎡以上であるものに限る）	①当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上であり、かつ、地階または5階以上の階に当該用途に供する部分があるもの

定期報告を要する対象建築物の報告時期	
用 途	今後の報告時期
1 劇場、映画館または演芸場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	令和3年度 （以後3年ごと）
2 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、就寝用途の児童福祉施設等	
3 児童福祉施設（高齢者、障害者の就寝の用に供するものを除く）	
4 旅館またはホテル	令和2年度 （以後3年ごと）
5 学校、体育館、水泳場、スポーツ練習場、博物館、スキー場、美術館、スケート場、図書館	令和4年度 （以後3年ごと）
6 百貨店、遊戯場、マーケット、公衆浴場、展示場、待合、キャバレー、料理店、カフェー、飲食店、ナイトクラブ、ダンスホール、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	
7 事務所その他これに類するもの（階数が7以上で、かつ、延べ面積が2,000㎡以上であるものに限る）	

この表の規模については、その用途に供する部分（廊下、便所等もその用途に使用していれば含む。）だけを対象とし、かつ敷地内に2棟以上ある場合は、その合計でなく、それぞれの棟単位で適用されます。